

**第1章 一般条項****第1条 (会員)**

1. 会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社日専連ベネフル(以下「当社」という。)にクレジットカード会員として入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。  
なお、カードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約は、本人会員が本規約を承認のうえ、当社に申込みをし、当社が審査のうえ、承諾した時に成立するものとします。カードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約の契約日は、当社から本人会員に別途通知します。
2. 会員が予め指定したご家族のうち、会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認のうえ、当社に入会を申込み、当社が利用を認めた方(以下「家族会員」といい、会員と総称して「会員等」という。)に家族カードを発行します。
3. 会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。
4. 家族カードを発行するカードは当社が指定します。

**第2条 (カードの貸与と取扱い)**

1. 本規約に定めるクレジットカード(以下「カード」という。)は次の2種類とします。
  - (1) 株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)との提携に基づく、「日専連JCBカード」。
  - (2) 三菱UFJニコス株式会社(以下「DC」という。)との提携に基づく、「日専連DCカード(Visa)」。
2. 前項(1)～(2)のカードは、加盟店・企業・団体との提携カードを含みます。
3. 当社は、会員等に対し、カードを発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。
4. 会員等は、カードを貸与されたときには直ちに当該カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
5. カードは、会員等本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡若しくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
6. 会員等は、ICカードの破損、分解等またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等をすることはできません。

**第3条 (カードの有効期限及び更新)**

1. カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード券面上に表示された年月の末日までとします。
2. カードの有効期限までに会員から退会の申し出がなく、当社が引き続き会員として適当と認めた場合には、有効期限を更新した新カードを送付します。ただし、割賦販売法の規定に基づき、当社の更新時調査の結果、有効期限を更新せず、更新カードを送付しない場合があります。
3. 会員等は有効期限経過後のカードを速やかに切断・破棄するものとします。
4. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

**第4条 (暗証番号)**

1. 会員は、入会申込時に会員等のカードの暗証番号(4桁の数字)を当社に届出るものとします。  
ただし、会員からの届出がない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社所定の方法により登録し通知することを承諾するものとします。
2. 会員等は暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、その利用はすべて会員本人による利用とみなし、その利用代金はすべて会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理について、会員に故意または過失がない場合、または当社に責がある場合はこの限りではありません。

4. 会員は、当社所定の方法により暗証番号を変更することができるものとします。

#### 第5条 (年会費)

会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。年会費の支払期日は別途会員に通知するものとし、支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

#### 第6条 (代金決済)

1. 会員が当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息及び年会費等本規約に基づく一切の債務は、原則として毎月月末に締め切り、翌月の約定支払日 26 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に会員が予め届け出た金融機関の預金口座、郵便貯金口座から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、予め当社が適当と認めた場合は、その他の支払方法をもって口座振替の方法に代えることができるものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の支払いとなることがあります。
2. 日本国外におけるカード利用代金の外貨建債務については、その利用代金を JCB または DC 所定の方法により日本円に換算のうえお支払いいただきます。なお、カードショッピング利用分の日本円への換算は、日本国外の加盟店などに、利用代金の支払い処理を行なった時点の為替レートに事務経費を加算した換算レートが適用されます。実際のカード利用日の為替レートではありません。換算レート及び換算方法は別途当社が公表したものによるものとします。
3. 会員等が国外でカードを利用した場合であっても、会員等が加盟店において、カードショッピングの利用代金につき、外貨建の利用代金のほかに、または外貨建の利用代金に代えて、円貨建の利用代金の提示を受けて、会員等が円貨建の利用代金を選択した場合には、会員等が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がカードショッピングの利用代金となります。この場合、本条第 2 項の適用はありません。なお、加盟店が会員等に対して円貨建の利用代金を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCB または DC 及び当社が定める換算レートとは異なります。

#### 第7条 (支払金等の充当順序)

会員の当社に対する支払額が、本規約及びその他の契約に基づき、当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員へ特に通知することなく当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。ただし、第 29 条に定める「リボルビング払いの支払停止の抗弁」に係る充当順序については、割賦販売法第 30 条の 5 の規定によるものとします。

#### 第8条 (本人確認)

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合は入会をお断りすることや、カードの機能等を制限することができます。

#### 第9条 (カードの利用可能枠)

1. 会員等のカードショッピング利用可能枠・カードキャッシング利用可能枠（以下総称して「利用可能枠」という。）は会員が希望した利用可能枠を上限とし、当社が審査のうえ決定します。また、当社は、会員等のカード利用状況及び信用状況等に応じて、利用可能枠を変更することができるものとします。
2. 会員等は、当社が認めた場合を除き利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括にて直ちにお支払いいただきます。
3. 当社は、会員等のカード利用が適当でないと判断した場合には、利用可能枠の範囲内であってもカードの利用をお断りすることができます。
4. 会員が当社の発行するカードを複数枚保有している場合、利用可能枠はそれぞれカード毎に定められた利用可能枠ではなく、それらのカードを合算して別途定めた額とします。
5. 当社は、入会後においても、貸金業法その他法令等の定めにより、収入を証明する書面、その他の必要な資料の提出を求める場合があり、本人会員はその求めに応じるものとします。なお、会員が当社の求めに応じないときは、当社は会員資格の取消、カードの全部若しくは一部の利用停止または利用可能枠の引下げ等の措置をとることができるもの

とします。また、家族会員にも同様の措置をとるものとします。

#### 第10条（費用の負担）

1. 会員は、当社に対するカード利用代金等の支払いに要する費用を負担するものとします。
2. 会員は、当社より第14条第1項（1）に基づく書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用を負担するものとします。
3. 会員は、支払いを遅滞したことにより、当社が振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として440円（税込）を別に支払うものとします。ただし、カードキャッシングの支払金の場合、会員が当該手数料を負担することにより、利息（みなし利息を含む）、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。
4. 会員は本条各項に定める費用等に係る公租公課及び公正証書作成費用等債権保全実行に要した費用を支払うものとします。

#### 第11条（カードの紛失、盗難）

1. カードの紛失、盗難等に加え、カード番号等を紛失または盗難もしくは搾取されたことにより、第三者にカードを不正利用された場合、会員は、そのカードの利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. 会員等は、カードまたはカード番号が紛失・盗難・搾取にあった場合、速やかにその旨を当社に連絡のうえ、最寄りの警察署に届出るものとします。また、会員は当社所定の届出書を当社に提出するものとします。
3. 当社は、会員等が紛失、盗難により第三者にカードを不正使用され、かつ前項の警察署及び当社への届出が会員等からなされた場合、不正使用された損害の全部または一部を「カード盗難保険制度」により補填します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、「カード盗難保険制度」は適用されません。
  - (1) 会員等が第2条に違反したとき。
  - (2) 会員等の故意または重大な過失によって紛失、盗難が生じたとき。
  - (3) 紛失、盗難の届出日の前75日間・後60日間（通算136日間）外に発生した損害。
  - (4) 会員等の家族、同居人等の関係者がカードを使用したとき。
  - (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき。
  - (6) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。
  - (7) 登録された暗証番号の入力を伴う取引についての損害。
  - (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。
  - (9) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

#### 第12条（カードの再発行）

1. 当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望し、当社が認めた場合、カードを再発行いたします。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。
2. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。

#### 第13条（退会及びカード利用停止と返却）

1. 会員等が退会する場合は、会員は当社所定の届出用紙を当社に提出するものとします。この場合、会員は貸与されたカードを当社に返却するとともに債務の全額を直ちに支払うものとします。
2. 会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社が会員として不適当と判断した場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、カードの使用停止または会員の資格を喪失させができるものとします。また、家族会員にも同様の措置をとるものとします。なお、当社または加盟店等がカードの返却を求めたときは、カードの返却に応じるものとします。
  - (1) 虚偽の申告をした場合。
  - (2) 会員等が本規約のいずれかに違反した場合。

- (3) 当社に対する債務の履行を怠った場合。
  - (4) 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
  - (5) 会員等が換金または現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードショッピング枠を利用した場合。
  - (6) 会員が当社と締結した他の契約において、カード利用停止または会員資格を喪失した場合。
  - (7) 住所変更の届出を怠るなど会員の責に帰すべき事由によって会員の所在が不明となり、当社が会員への通知・連絡が不能と判定した場合。
  - (8) 会員が当社の送付したカードを期間内に受領せず、当社からの連絡に応じない場合。
  - (9) 当社が更新カードを発行せず、カードの有効期限が経過した場合。
  - (10) 貸金業法または日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合。
  - (11) 会員の利用可能枠、当社との他の契約に基づく借入残高及び他の貸金業者からの借入残高の合計が給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の三分の一を超えた場合。
  - (12) 会員等が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、特殊知能暴力集団等若しくはこれらの関係者等またはその他反社会的勢力であると判明した場合。
  - (13) 会員等が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、若しくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合。
  - (14) 会員等が、自らまたは第三者を利用して、当社または当社の委託先の役員または従業員（以下「役職員」という）に対して、以下の①から⑦のいずれかの行為をしたとき。
    - ①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求
    - ②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む）同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求
    - ③正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行う行為
    - ④当社が会員等に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行う行為
    - ⑤上記①②③④のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為
    - ⑥法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求
    - ⑦上記①②③④⑤⑥のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為
  - (15) 会員等が当社の定める期間カードを利用せず、当社が必要と認めた場合。
  - (16) その他当社が会員等として不適格と判断した場合。
3. 本条第1項、第2項の場合、当該会員等は以下の事項に同意するものとします。
- (1) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き会員規約の効力が維持されるものとします。
  - (2) 会員等は、会員番号等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うものとし、当該加盟店より通信料等の継続的売上が発生した場合はこれを支払うものとします。

4. 会員等のカードにかかわらず、当社発行のカード及びカード情報が第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を停止することができるものとします。なお、不正被害を防止するために当社が認めた場合、カード番号を変更したカードに差替えすることについて会員は異議なく同意するものとします。また、この場合において当社所定の再発行手数料を負担していただく場合があります。
5. 当社は本条第2項または第4項に関する事由によりカードが利用できない場合でも、当社の責めに帰すべき事由を除き損害賠償する責任を一切負わないものとします。

#### 第14条（期限の利益喪失）

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。
  - (1) カードショッピングの分割払い(ボーナス併用分割払い含む)の分割支払金、リボルビング払いの弁済金、2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・ジャンプ払いの約定支払額の支払いを約定支払日に遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期限までに支払わなかつたとき。
  - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき。または一般の支払いを停止したとき。
  - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て、または滞納処分を受けたとき。
  - (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき。または自らこれらの申立てをしたとき。
  - (5) 債務整理のための和解、調停等の申立てがあつたとき、または債務整理のための弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到着したとき。
  - (6) ICカードの破損、分解等を行い、または、ICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行つたとき。
2. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。
  - (1) 商品の質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
  - (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
  - (3) 会員の信用状態が著しく悪化したとき。
  - (4) 会員が会員資格を喪失したとき。
  - (5) カードキャッシングの支払金を1回でも遅滞したとき。
  - (6) 第13条(退会及びカード利用停止と返却)2.(5)(12)(13)に該当したとき。

#### 第15条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届出した氏名、住所、勤務先、電話番号、支払口座、暗証番号等について変更が生じた場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。また、携帯電話を保有する会員は、当社に対して、携帯電話番号を届出るものとします。
2. 会員は、本条第1項の届出がないため、当社からの通知または送付書類等が延着または到着しなかつた場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、本条第1項の変更の届出を行なわなかつたことについてやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

#### 第16条（付帯サービス）

1. 会員等は、当社または当社の提携会社が提供するカード付帯サービス及び特典(以下「付帯サービス」という。)を利用することができます。会員等が利用できる付帯サービス及びその内容については、別途当社から会員に対して書面その他の方法により通知または公表します。なお、会員等は付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。
2. 会員は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービス及びその内容を予告または通知なしに変更若しくは中止することを予め承諾するものとします。

## 第17条（合意管轄裁判所）

会員等と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店、営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

## 第18条（準拠法）

会員等と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本国法が適用されるものとします。

## 第19条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限若しくは停止に応じるものとします。

## 第20条（会員規約の改定、承認）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、民法の定めに基づき、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、会員と個別に合意することなく、本規約（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）または本規約に付随するその他の規約、規定もしくは特約等を変更することができるものとします。

（1）変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

（2）変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2. 当社は、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法または通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により会員に周知したうえで、本規約（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）または本規約に付随するその他の規約、規定もしくは特約等を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。

## 第21条（書面交付）

当社は、割賦販売法に基づき情報提供が必要となる項目及び貸金業法に基づく書面に記載すべき項目を電磁的方法により提供できるものとし、会員は予め同意するものとします。また、会員は、電磁的方法による提供に代えて書面の交付を求めることができるものとします。

## 第2章 カードショッピング条項

### 第22条（カードショッピングの利用）

1. 会員等は、本規約を承認のうえ、以下の加盟店にカードを提示し、または非接触ICカード等を機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することにより、商品の購入及び役務の提供を受けることができます。ただし、当社が特に認めた場合は、利用金額に応じて売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、商品の購入及び役務の提供を受けることができる場合があります。

（1）当社と契約及び提携した加盟店

（2）全国の日専連及びその関係会社の加盟店

（3）本項（1）（2）のほかJCBと加盟店契約している日本国内及び日本国外の加盟店

（4）「日専連DCカード（Visa）」については、本項（1）（2）のほかDCと加盟店契約している加盟店ならびにビザ・ワールドワイド加盟のクレジット会社・金融機関と契約している日本国内及び日本国外の加盟店

2. 会員等が加盟店においてオンライン取引によるカードショッピング利用を行おうとする場合には、会員等は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードを送信する方法もしくは本人認証サービス（3Dセキュア）に関する規約に基づく認証手続を履践する方法等のうち当社または加盟店が指定する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、

会員等は前項に定めるカードの提示等を省略することができます。

3. 会員はカードショッピングの利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払いすることを当社に委託し、当該カード利用代金に所定の手数料を加算した額を当社に支払うものとします。
4. 会員等は、カード利用により購入した商品の所有権が、当社が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務の完済まで当社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。
  - (1) 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。
  - (2) 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張、証明してその排除に努めること。
5. 会員は、現金化を目的として商品、サービスまたは流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除きます。）の購入などにカードショッピングの利用可能枠を利用することを禁止します。なお、現金化とは、買取屋による方式またはキャッシュバック方式をいいますが、これらの方に限りません。  
＊カードショッピングの利用可能枠の現金化の詳細については、（一社）日本クレジット協会ホームページ <https://www.j-credit.or.jp/> をご覧ください。

## 第22条（WEBサービス及び本人認証サービスへの利用登録）

1. 会員は、当社が提供するWEBサービス及びオンラインセキュリティサービス（カードを利用した商品等の購入またはサービスの提供等の申込みをインターネット等のオンラインで行う取引（以下「オンライン取引」という。）に際し、パスワード（第4条に定める暗証番号とは異なります。）の入力等による本人認証を行うサービスをいい、以下「本人認証サービス」という。）に利用登録を行うものとします。
2. 前項に定めるWEBサービス及び本人認証サービスの利用に関しては、当社が別途定める「WEBサービス利用規約」及び「本人認証サービス（3Dセキュア）に関する規約」が会員に適用されるものとします。
3. 会員が前二項に基づきWEBサービス及び本人認証サービスに利用登録していない場合及び登録できない場合（携帯電話番号を保有していない場合も含む）、会員はオンライン取引によるカードショッピング利用ができない場合があります。

## 第23条（加盟店への連絡等）

1. 会員等のカード利用にあたって加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認等を行うことがあり、会員等はこれを承諾するものとします。
  - (1) 加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること。
  - (2) カードの提示者が会員等本人であることを確認すること。
  - (3) 会員等のカード利用が本規約に違反する場合、または違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カード利用をお断りする場合があること。また、その場合、会員等へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること。
  - (4) 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。
  - (5) 通信料金等、会員等が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知することがあること。

## 第24条（カードショッピング利用代金の支払区分）

1. カードショッピング利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、ジャンプ払い、リボルビング払い（元利定額残高スライド方式）のうちから会員等がカード利用の都度指定するものとします。（ただし、加盟店契約においてご利用できない場合があります。）

(1) 1回払い (手数料無料)

当該カードショッピング利用代金を、翌月の約定支払日に支払うものとします。

(2) 2回払い (手数料無料)

当該カードショッピング利用代金の半額（1円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。）を、それぞれ翌月及び翌々月の約定支払日に支払うものとします。

(3) 分割払い、ボーナス併用分割払い

① 会員等は、分割払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金に会員等の指定した支払回数に応じた当社所定の分割払手数料を加算するものとします。月々の分割支払金は、当該カードショッピング利用代金に分割払手数料を加算した金額を会員等が指定した支払回数で除した金額を各約定支払日に支払うものとします。ただし、月々の分割支払金の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。

支払回数、支払期間、実質年率は下表のとおりとなります。（ただし、加盟店契約において下表以外の支払回数でご利用できる場合があります。その場合、当社所定の分割払手数料が加算されます。）

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	30回
支払期間（ヶ月）	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30
実質年率（%）	14.70	16.25	16.68	17.51	17.69	17.84	17.89	17.90	17.88	17.78
利用代金100円 当りの分割払手 数料の額（円）	2.46	4.10	4.92	8.20	9.84	12.30	14.76	16.40	19.68	24.60

支払総額の具体的算定例

[利用代金100,000円、10回払いの場合]

●分割払手数料  $100,000\text{円} \times (8.20\text{円}/100\text{円}) = 8,200\text{円}$

●支払総額  $100,000\text{円} + 8,200\text{円} = 108,200\text{円}$

●分割支払金  $(100,000\text{円} + 8,200\text{円}) \div 10 = 10,820\text{円}$

② ボーナス併用分割払い

会員等がボーナス併用分割払いを指定した場合のボーナス支払加算月は、夏期6月、7月、8月と冬期12月、1月のいずれかの組み合わせとし、最初に到来したボーナス支払加算月より支払うものとします。

ボーナス支払加算月の支払金は分割払いの分割支払金とボーナス月加算額との合計とします。なお、ボーナス支払加算総額は当該ショッピング利用代金の50%（1円単位とし、端数が生じた場合は初回のボーナス支払月に算入します。）とします。この場合、ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。

また、取扱金額に一部制限がある場合があります。

(4) ボーナス一括払い、ボーナス2回払い

受付期間、支払月、取扱金額は下表のとおりとします。

① ボーナス一括払い (手数料無料)

会員等が指定したボーナス支払月の約定支払日に支払うものとします。

	受付期間	支払月
夏期	12月1日～6月末	6・7・8月のいずれか
冬期	7月1日～11月末	12・1月のいずれか

② ボーナス2回払い

会員等が指定したボーナス支払月の約定支払日に50%ずつお支払いいただきます。

ボーナス支払月の支払額は、当該ショッピング利用代金に手数料（4.85%。ご利用代金100円当り4.85円）が加算されます。

なお、取扱金額に一部制限がある場合があります。

受付期間		支払月	
		第1回目	第2回目
夏期	12月1日～6月末	6・7・8月のいずれか	12・1月のいずれか
冬期	7月1日～11月末	12・1月のいずれか	6・7・8月のいずれか

(5) ジャンプ払い(手数料無料)

ご利用月より2ヶ月間据置き3ヶ月目の約定支払日に一括して支払うものとします。

(6) リボルビング払い(元利定額残高スライド方式)

① リボルビング払いの月々の支払額(弁済金)は、前月末日の利用残高を基準とし、下表に定める金額を約定支払日に支払うものとします。なお、月々の支払額には、当社所定の料率を乗じた手数料が含まれます。ただし、ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。

利用残高	月々の支払額(弁済金)	月利(%)	実質年率(%)
100,000円以下	3,000円	利用残高 に対して 1.50%	利用残高 に対して 18.00%
100,001円～200,000円以下	6,000円		
200,001円～300,000円以下	9,000円		
300,001円～500,000円以下	12,000円		
500,001円～1,000,000円以下	20,000円		
1,000,001円～50万円ごとに	10,000円加算		

弁済金の額の具体的算定例

[前月末日の利用残高が150,000円の場合]

●弁済金 6,000円

●内訳 手数料充当分  $150,000\text{円} \times 18.00\% / 12\text{ヶ月} = 2,250\text{円}$

元本充当分  $6,000\text{円} - 2,250\text{円} = 3,750\text{円}$

② 会員は、当社所定の方法により、ミニマムペイメント(月々の最小支払額)を指定することができます。ミニマムペイメントの額は、3千円以上1千円単位とします。

2. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合、当社の判断によりいつでも料率の変更ができるものとします。この場合、当社から料率の変更を通知した後は、変更後の新規利用分から、変更後の料率が適用されるものとします。ただし、リボルビング払いの料率の変更を通知した後は、利用残高の全額に対して、変更後の料率が適用されるものとします。

## 第25条 (遅延損害金)

1. 会員が当社に対して支払うべきカードショッピングの約定支払額を約定支払日に支払わなかったときは、当該約定支払額に対しその翌日から支払日に至るまで以下の年率(1年を365日とする日割計算、閏年は366日。以下同じ)を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

(1) 分割払い(ボーナス併用分割払い含む)の分割支払金の支払いを遅延した場合は、当該分割支払金に対し、年14.6%を乗じた額。ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残債務全額に対し、法定利率を乗じた額を超えない額。

(2) 2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・ジャンプ払いの約定支払額の支払いを遅延した場合は、当該約定支払額に対し、年14.6%を乗じた額。ただし、当該遅延損害金は残債務全額に対し、法定利率を乗じた額を超えない額。

(3) 1回払いの約定支払額の支払いを遅延した場合は、当該約定支払額に対し、リボルビング払いの弁済金の支払いを遅延した場合は、当該弁済金に対し、年14.6%を乗じた額。

2. 会員が期限の利益を喪失(第14条)した場合は、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまでショッピングの残債務全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

- (1) 本条第1項(1)の取引については、分割支払金合計の残債務全額に対し、法定利率を乗じた額。
- (2) 本条第1項(2)の取引については、残債務全額に対し、法定利率を乗じた額。
- (3) 本条第1項(3)の取引については、残債務全額に対し、年14.6%を乗じた額。

## 第26条 (早期完済の場合の特約)

会員が当初の契約のとおりにカードショッピングの支払いを履行し、かつ支払期間の中途中で残金全額を一括して支払ったときは、会員は当社所定の計算方法(78分法またはそれに準ずる計算方法)により算出された期限未到来の分割払手数料のうち、当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求することができるものとします。

## 第27条 (商品の引取り及び評価・充当)

1. 会員が、第14条により期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき商品を引取ることができるものとします。
2. 会員は、当社が本条第1項により商品を引取ったときは、会員と当社が協議の上決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは、会員及び当社の間で直ちに清算するものとします。

## 第28条 (見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

会員等は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、速やかに加盟店に商品の交換を申し出るか、または当該売買契約の解除をすることができます。なお、売買契約を解除した場合は、会員は速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

## 第29条 (支払停止の抗弁)

1. 会員は、割賦販売法に基づく商品、指定権利、役務について分割払い(ボーナス併用分割払い含む)、リボルビング払い、2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、ジャンプ払いを指定して購入若しくは提供を受けた場合、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。
  - (1) 商品の引渡し、権利の移転または役務の提供がなされないこと。
  - (2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。
  - (3) その他商品・権利または役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。
2. 当社は、会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。
3. 会員は、前項の申し出をするときは、予め上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、本条第2項の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合にはその資料を添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。この場合、会員等と加盟店との間の紛議は両者において解決するものとします。
  - (1) 売買契約が会員等にとって商行為(ただし、連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約を除く。)であるとき。
  - (2) 会員等の指定した支払区分が1回払いであるとき。
  - (3) 分割払い(ボーナス併用分割払い含む)、2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、ジャンプ払いを利用した1回のカード利用に係わる支払総額が4万円に満たないとき。
  - (4) リボルビング払いを利用した1回のカード利用に係わる現金価格の合計が3万8千円に満たないとき。

- (5) 商品、権利または役務の提供を受ける以外の目的でカードを利用したとき。
  - (6) 日本国外加盟店でカードを利用したとき。
  - (7) その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
6. 会員は、当社がカード利用代金の残額から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング利用代金の支払いを継続していただきます。
7. 本条に定める支払停止の抗弁は、支払済の支払金の返還請求を認めるものではありません。

### 第3章 カードキャッシング条項

#### 第30条 (カードキャッシングの利用)

当社がカードキャッシングの利用を認めた会員等は、次のいずれかの方法により利用可能枠の範囲内で1万円単位（ただし、日本国外での融資金はJCBまたはビザ・ワールドワイドが指定する現地通貨単位）で繰り返し融資を受けることができるものとします。

- (1) 会員等が提携金融機関等の現金自動貸付機（ATM）にカードを入れ、登録された暗証番号を入力し所定の操作をする方法。この場合、本人会員は、当社に対し、当社所定のATM手数料（1回の利用金額が1万円の場合は110円（税込）、1万円を超える場合は220円（税込））を支払うものとします。
- (2) その他、当社が特に認めた場合は、前号（1）以外の方法により融資を受けることができるものとします。

#### 第31条 (カードキャッシング利用代金の借入利率、支払区分、利息計算)

1. 借入利率は、カード利用可能枠に応じて当社が指定した下表に定める利率とします。

利用可能枠	9万円～100万円未満	100万円～200万円未満	200万円～260万円未満	260万円～300万円
利率(実質年率)	17.7%	14.7%	11.7%	6.7%

2. カードキャッシング利用代金の支払区分は、一括払い、回数指定分割払い、借入時残高スライドリボルビング払い（元利定額）のうちから会員等が借入れ時に指定するものとし、利息計算は借入金に対し本条第1項の利率を適用するものとします。

##### (1) 一括払い

利息は借入金に対し本条第1項の利率（1年を365日とする日割計算、閏年は366日）を適用し、ご利用日から約定支払日の前日までの期間の利息を借入金に加算してお支払いいただきます。

##### (2) 回数指定分割払い

利息は借入金に対し本条第1項の利率（1年を365日とする日割計算、閏年は366日）を適用し、ご利用日から最終約定支払日の前日までの日割計算をしたものに借入金に加算してお支払いいただきます。

元利金の分割返済は元利均等返済方式とします。

毎月返済部分の利息は、毎月返済部分の元金残高×本条第1項の利率×経過日数÷365（366）で計算します。

支払回数・支払期間は下表に定めた条件のうちから会員等が利用の際、その都度指定するものとします。

支払回数	2回	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	30回	36回
支払期間（ヶ月）	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36

##### (3) 借入時残高スライドリボルビング払い（元利定額）

①月々の支払額は、最終の借入れによる当該月末日の利用残高を基準とし、下表に定める額とします。月々の支払額には、本条第1項の利率（1年を365日とする日割計算、閏年は366日）を乗じた利息が含まれます。

借入後残高	月々の支払額	借入後残高	月々の支払額
1円～100,000円以下	4,000円	1,000,001円～1,200,000円以下	30,000円
100,001円～200,000円以下	8,000円	1,200,001円～1,400,000円以下	35,000円
200,001円～300,000円以下	11,000円	1,400,001円～1,600,000円以下	40,000円
300,001円～400,000円以下	12,000円	1,600,001円～1,800,000円以下	45,000円
400,001円～500,000円以下	15,000円	1,800,001円～2,000,000円以下	50,000円
500,001円～600,000円以下	17,000円	2,000,001円～2,200,000円以下	55,000円
600,001円～700,000円以下	20,000円	2,200,001円～2,400,000円以下	60,000円
700,001円～800,000円以下	23,000円	2,400,001円～2,600,000円以下	65,000円
800,001円～900,000円以下	26,000円	2,600,001円～2,800,000円以下	70,000円
900,001円～1,000,000円以下	28,000円	2,800,001円～3,000,000円以下	75,000円

●ご返済例 \*ご利用可能枠50万円で4月20日に30万円をご利用した場合

(ご返済総額 388,280円)

(ご返済期間 5月26日～3年後4月26日)

(ご返済回数 36回)

(1回目 5月26日お支払い時)

利息  $300,000\text{円} \times 17.7\% \times 36\text{日} \div 365\text{日} = 5,237\text{円}$

支払金額 11,000円 (元金充当 5,763円 利息5,237円)

(2回目 6月26日お支払い時)

利息  $294,237\text{円} \times 17.7\% \times 31\text{日} \div 365\text{日} = 4,423\text{円}$

支払金額 11,000円 (元金充当 6,577円 利息4,423円)

\*新たなお借入れがない場合は、前回と同様の支払額となります。

②会員は、当社所定の方法により、ミニマムペイメント(月々の最小支払額)を指定することができます。ミニマムペイメントの額は、4千円以上1千円単位とします。

3. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合、当社の判断によりいつでも利率の変更ができるものとします。この場合、当社が定める変更後の利率適用日から、新規の利用金額に対して変更後の利率が適用されることに会員は異議ないものとします。

4. カードキャッシングにおいては、利息制限法第1条に規定する利率を超える部分について支払う義務はありません。

### 第32条(早期完済の場合の特約)

会員が約定支払期間の中途中でカードキャッシングの支払金の残金全額を一括して支払うときは、当社指定の方法により支払うものとします。

### 第33条(遅延損害金)

会員がカードキャッシングの支払いを遅延したときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金のうち元金部分に対し、また、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまでカードキャッシングの未払債務のうち、元金部分に対し、年20.0%(1年を365日とする日割計算、閏年は366日)を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

### 第34条(カードキャッシング利用時及び支払時の書面交付)

- 会員は、キャッシングサービスを利用した場合、貸金業法第17条第1項及び第18条第1項の書面交付に代えて、当社が毎月1日から末日までの貸付及び弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、予め同意するものとします。また、会員が希望する場合、電磁的方法により提供できるものとします。
- 当社が会員に交付する貸金業法第17条第1項に基づく書面または貸金業法第17条第6項に基づく書面(電磁的方法によるものを含む。)に記載される返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、これらの書面に記載されたカードキャッシング利用の後に利用されるカードキャッシング利用その他の事由により変動することがあります。

## 第4章 その他

### 第35条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団員等でなくなったときから5年を経過しない者
  - (4) 暴力団準構成員
  - (5) 暴力団関係企業
  - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (7) (1) から (6) に掲げるものの共生者
  - (8) その他前各号に準ずる者
2. 会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

### 個人情報の取り扱いに関する同意条項

#### 第1条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)

1. 会員及び入会申込者（以下併せて「会員等」という。）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ。）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。
  - (1) 本契約に係わる申込書等に記載した会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、Eメールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況。なお、入会申込書及びお送りいただいた書類は返却いたしません。
  - (2) 本契約に関する申込日、契約の種類、契約日、利用日、契約額、利用額、貸付額、商品名、役務名、権利名及びその数量、支払期間、支払回数、利息、分割払手数料、諸費用、支払方法、振替口座等
  - (3) 本契約に関する支払開始後の利用残高、支払日、完済日、遅延等の返済状況
  - (4) 本契約に関する会員等の支払能力・返済能力を調査するため、または支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
  - (5) 当社が適法かつ適正な方法により収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
  - (6) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく運転免許証・パスポート等の本人確認書類、貸金業法に基づく収入証明書等、取得が義務付けられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項
  - (7) インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引（以下「非対面取引」という。）で会員等が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所及び請求先住所等の取引情報（以下「非対面取引情報」という。）
  - (8) 非対面取引で、会員等が当該非対面取引の際に使用したパソコン、スマートフォン及びタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語・IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）

2. 会員等は、当社が本契約に関する与信業務並びに回収業務の一部または全部を委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項（1）（2）（3）（4）（5）（7）により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、利用することに同意します。
3. 会員等は、当社の事務「コンピュータ事務、代金決済事務、付帯サービス（特典を含む）の提供及びこれらに付随する事務等」を業務委託する場合に当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項（1）（2）（3）により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。
4. 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、非対面取引で、非対面取引情報とデバイス情報を使用して本人認証を行うことに同意します。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員等の財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。当社は当該業務のために、非対面取引情報及びデバイス情報を、不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また、当該事業者は、会員等によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提供する当社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、当社のホームページ内の本人認証サービスに関する案内にて確認できます。

## 第2条（個人情報の利用）

会員等は、当社が与信及び与信後の管理目的以外に、クレジット事業、キャッシング事業、保険事業、リース事業、その他これらに付随する事業の下記の目的のため第1条第1項（1）（2）（3）（4）（7）の個人情報を利用することに同意します。

- （1）電話及び電子メールその他の通信手段の方法による新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- （2）市場調査、商品開発
- （3）宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
- （4）録音情報については、会員等からのお問い合わせ等の内容及び当社対応状況その他会員等と当社との会話の内容の再確認及びコミュニケーションの対応評価や教育研修に活用
- （5）刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページによってお知らせしております。

## 第3条（個人信用情報機関が保有する信用情報の利用及び個人信用情報機関への信用情報の提供）

### 1. 個人信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

会員等は、以下の事項に同意します。

- （1）当社は、会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する個人信用情報機関（注）及びこれと提携する個人信用情報機関（以下、「提携個人信用情報機関」という。）に提供し、会員等に関する信用情報（第3項（1）に定める情報をいう。以下同じ。）をこれら個人信用情報機関に照会します。
- （2）（1）の照会により、これら個人信用情報機関に会員等及び当該会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用します。  
(注)個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」という。）に提供することを業とするものをいいます。

### 2. 個人信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

会員等は、以下の事項に同意します。

(1) 当社は、会員等に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する個人信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該個人信用情報機関において下表に定める期間保有され、第3項に記載のとおり利用されます。

当社が提供する信用情報	登録期間
	株式会社シー・アイ・シー
本契約の申込みに係る事実 (本人を特定するための情報及び申込みの事実)	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る事実 (本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実)	契約期間中及び契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中及び契約終了後5年間

(2) (1)により、当社が提供する信用情報は以下のとおりです。

会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、本人確認書類の記号番号、等）。申込・契約内容に係る情報（契約の種類、契約日、利用日、契約額、利用額、貸付額、商品名、役務名、権利名及びその数量、支払期間、支払回数、利息、分割払手数料、諸費用、支払方法、振替口座、等）。支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報）。債権譲渡等取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡、等）。

### 3. 個人信用情報機関による信用情報の利用及び加盟事業者に対する提供に関する同意

会員等は、当社が加盟する個人信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること及び加盟事業者に提供することに同意します。

#### (1) 個人信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する個人信用情報機関は、以下の信用情報を保有します。

- ①第2項（1）により、当社を含め、個人信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報
- ②個人信用情報機関が収集した①以外の情報
- ③個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、  
その関連情報

#### (2) 個人信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する個人信用情報機関は、保有する信用情報を以下のとおり利用します。

- ①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他個人信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
- ②信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出

#### (3) 個人信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する個人信用情報機関は、信用情報（(1) ①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（(1) ①）を、提携個人信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

- 4. 会員等は、本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、当社が加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟事業者に提供されることに同意します。
- 5. 当社が加盟する個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は本同意条項に記載の個人信用情報機関とします。
- 6. 当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、会員等に別途、書面（電磁的記録を含む。）により通知し、同意を得るものとします。

#### 第4条 (個人情報の第三者への提供・利用)

1. 会員等は、当社が第1条第1項（1）（2）（3）の個人情報に保護措置を講じた上で個人情報の取扱いに関する契約を締結した当社の提携加盟店等に提供し、当該提携加盟店が取扱商品等のお知らせやセール等の営業案内のために利用することに同意します。
2. 提携加盟店等への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年以内とします。なお、提携加盟店等における個人情報の利用期間については、提携加盟店にお問い合わせください。

#### 第5条 (個人情報の開示、訂正、削除)

1. 会員等は、当社及び本同意条項に記載する個人信用情報機関、提携加盟店に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
  - (1) 当社に開示を求める場合には本同意条項末尾に記載の当社お客さま相談室に連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法（ホームページ等）によつてもお知らせしております。
  - (2) 個人信用情報機関並びに提携加盟店に開示を求める場合には本同意条項に記載の個人信用情報機関、提携加盟店に連絡してください。
2. 前項の開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第6条 (本同意条項に不同意の場合)

当社は、会員等が本契約の必要な記載事項（契約書書面で会員等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部または一部を承諾できない場合、本契約をお断りする場合があります。ただし、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

#### 第7条 (利用中止の申出)

1. 本同意条項第2条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。
2. 前項の申出があった場合、当社は、会員の希望する期間、商品について宣伝物・印刷物等の営業案内の利用を停止する措置をとります。

#### 第8条 (本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

#### 第9条 (条項の変更)

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

##### 【加盟個人信用情報機関】

本契約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

- 株式会社シー・アイ・シー（C I C）（割賦販売法・貸金業法に基づく指定信用情報機関）  
電話番号 0570-666-414 ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>  
\*株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

##### 【加盟個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関】

- 全国銀行個人信用情報センター  
電話番号 03-3214-5020 ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>  
\*全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）  
電話番号 0570-055-955 ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>  
\*株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

【お客さま相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡下さい。
2. 個人情報の開示、訂正、削除についての会員等の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談、支払停止の抗弁に関する書面について及び個人情報の利用中止のお申し出に関しましては下記にご連絡ください。

株式会社日専連ベネフル お客さま相談室

登録番号 福岡県知事（5）第08671号

〒802-0005 北九州市小倉北区堺町1-6-15

電話番号 (093) 521-7211 (受付時間：平日 10:00～16:00)

認定個人情報保護団体

一般社団法人 日本クレジット協会 相談受付

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル6F

電話番号 (03) 5645-3360

3. 貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡ください。

(当社が契約する指定紛争解決機関)

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 03-5739-3861

【本人認証サービス（3Dセキュア）に関する規約】

第1条（定義）

1. 本規約における「本人認証サービス」（以下、「本サービス」という。）とは、以下に掲げるものをいいます。
  - (1) 株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が提供する「J/Secure」
  - (2) ビザ・インターナショナル・アジア・パシフィックリミテッド（以下「VISA」という。）が提供する「Visa Secure（旧名称：VISA認証サービス）」
2. 「本サービス利用者」（以下、「利用者」という。）とは、本サービスへの利用登録を完了し、株式会社日専連ベネフル（以下「当社」という。）より利用の承認を得た方をいいます。
3. 「本サービス加盟店」とは、本サービスに対応した加盟店であって当社が指定したものをいいます。
4. 「ワンタイムパスワード」とは、本サービスにおける認証情報の入力のために会員が指定する方法で都度送信され、1回に限って使用するパスワードをいいます。

第2条（サービス利用登録等）

1. 本サービス利用登録は、本規約を承認のうえ、当社所定の方法により本サービス利用を申請し、当社の承認を得た場合になされる登録完了画面の表示をもって完了とします。
2. 本サービス利用登録は、会員番号毎に行うものとします。同一の会員番号について再度利用登録を行った場合、従前の本サービスの利用登録は効力を失うものとします。
3. 本サービス利用登録において、IDを指定することができます。ただし、すでに他の会員が使用中の場合、他のIDをご指定いただく場合があります。
4. 利用者は、定期的あるいはいつの時点においても、当社にID及びワンタイムパスワード受信端末の種類・番号等の変更を請求でき、当社は特に事由がない限り、速やかに変更の手続を行うものとします。
5. 本サービスに登録できるカードは、当社が発行する「JCB」及び「Visa」のブランドマークが入っているカードとします。

6. 利用者はワンタイムパスワードを予め自ら指定したスマートフォン等のSMSで受信できるものとします。

#### 第3条 (サービスの内容等)

1. 本サービスを利用できる会員は、カードにカード会員名が印字された個人本人カード会員（家族カードを含む。）とします。
2. 本サービス利用希望者は、本規約を承認し、インターネット上で所定の項目を入力のうえ、任意のID及びワンタイムパスワード受信端末の種類・番号等を申請することとします。なお、登録に必要な所定の項目は、随時変更できるものとします。

#### 第4条 (本人認証サービス (3Dセキュア) の利用方法等)

1. 利用者は、本サービス参加加盟店サイトまたは同サイトから誘導されたウェブサイトにおいて、カードを利用した商品購入及びサービス提供の申込みをオンラインで行うに際し、本サービス参加加盟店サイトまたは同サイトから誘導されたウェブサイトの指示に基づきワンタイムパスワードを入力し、認証手続きを行わなければならないものとします。
2. 当社は、入力されたワンタイムパスワードと予め登録（発番）されたワンタイムパスワードの一致を確認し（以下、「認証結果確認」という。）、一致した場合は、その入力者を利用者とみなします。
3. 利用者は、当社が前項の認証結果確認において認証結果を本サービス参加加盟店に通知することに予め同意するものとします。

#### 第5条 (管理)

1. 利用者は、WEBサービスのID・パスワード、追加認証時の暗証番号、セキュリティコード、本サービスのID及びワンタイムパスワードにつき、第三者に知られることのないよう善良なる管理者の注意をもって厳重に管理するものとします。
2. 本サービスにおいて前項のID・パスワード等を用いてなされた一切の行為についてはすべて正当な利用者によって行われたものとみなし、第三者により本サービスが使用されたことにより生じた損害は、当社に責がある場合を除き、偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があつても、すべて利用者が責任を負うものとします。また、当社はいかなる場合であつても、当社が予測しえない特別な事情により生じた損害については責任を負わないものとします。

利用者は、自身のID・パスワード等が使用されて当社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

3. 利用者はワンタイムパスワードが盗用、不正使用された場合、その事実を速やかに当社へ届け出て被害状況及びワンタイムパスワードの管理・使用状況の調査に協力するものとします。利用者が当社の請求する書類の提出を拒みまたは提出した書類に虚偽の申請をした場合、または当社が行う不正使用被害調査に協力しない場合、当社は本人について生じた損失について一切の責任を負わないものとします。

#### 第6条 (本サービスの運営及び中止並びに追加・変更)

1. 本サービスの提供は、当社が定めた所定の時間に行います。
2. 事前に告知なく以下の理由により本サービスの運営を一時停止・中止する場合があります。
  - (1) 本サービス運営に必要な機器、システムの保守点検
  - (2) システムの切替による設備更新
  - (3) 天災、災害による装置の故障
  - (4) その他予期しない障害による本サービス停止
3. 本サービスの中止または一時停止に起因して生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 当社はホームページ等に公開するなどの所定の方法で利用者に通知することにより、本サービスを任意に変更・追加できるものとします。

#### 第7条 (本サービスの利用料)

1. 本サービスの利用料は原則として無料とします。ただし、特別なサービス等の提供のため、当社が利用料その他の料金（以下「サービス等の料金など」という。）を要求する場合は、別途利用時に案内するものとします。

2. 本サービス利用に際し発生する通信料は利用者が負担するものとします。

#### 第8条 (禁止事項)

1. 利用者は次の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの登録・利用を行う際に虚偽の情報を登録・送信する行為
- (2) 本サービスによって得られた情報を営利行為に利用する行為
- (3) 法令に違反する行為、または違反する恐れのある行為
- (4) その他、当社が不適当と認めた行為

2. 本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべてその権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害する恐れのある行為を行わないものとします。

#### 第9条 (登録の抹消)

当社は、以下の各項に該当した場合、利用者に通知することなく登録された ID を抹消できるものとします。

- (1) 利用者が ID 登録の際若しくは本サービス利用の際に虚偽の申告、登録をした場合
- (2) 利用者がカード不正使用によって被害が発生したときや、当社に届け出た氏名、住所、勤務先、カード代金支払口座等に変更があり、直ちに当社に届出を行わなかった場合など正確な本サービスの提供が困難と予測される場合
- (3) 利用者が退会するなど、当社カード会員資格を喪失した場合
- (4) 利用者が本規約、当社会員規約に反する行為をするなど、当社が不適当と認めた行為を行った場合

#### 第10条 (データの取得)

1. 利用者は、当社が登録会員のネットショッピングで利用する際のデバイス情報（会員が本サービスの利用にあたり使用する端末に関するブラウザ名、画面解像度、ユーザ設定言語等、当該端末の個体を識別するための情報をいう）を不正利用防止の観点にて取得することについて同意するものとします。

2. 当社が取得したデバイス情報は、不正取引を検知する目的その他インターネット上の各種取引の健全性向上に寄与する新サービスの検討等を行う目的で利用するものとし、当該目的において当社が業務委託する第三者にデバイス情報を開示し、その第三者に利用させることに会員は同意するものとします。

3. 利用者は、当社及び前項の第三者が本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ統計資料などに加工して利用することに同意するものとします。

4. 第2項の第三者が事務（コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等）を別の第三者（以下「再委託先」という）に業務委託する場合に、当該第三者は個人情報の保護措置を講じた上で、当該個人情報を再委託先に預託することがあり、登録会員はそれに同意するものとします。

5. 利用者は、当社が登録会員の本サービス登録時に入力したデータを業務上の必要事項の確認や連絡、債権回収のために登録・利用することについて同意するものとします。

#### 第11条 (個人情報の取扱い)

当社は、利用者が登録した情報を個人情報として厳重に管理し、次のいずれかに該当する場合以外は第三者に開示、提供しないものとします。

- (1) 利用者が同意する場合
- (2) 法令等により開示が求められた場合
- (3) 当社が業務を委託した事業者に、委託業務の処理に必要な範囲で提供する場合
- (4) 当社の権利、または財産を当然に保護する必要がある場合

#### 第12条 (規約の変更)

1. 当社は、利用者への事前の通知または承諾なくして、本規約を隨時変更することができるものとします。この場合、利用者との契約上、重要な変更については予めホームページ等に公開するなどの所定の方法により、変更内容を掲載することで通知するものとします。

2. 変更内容について当社が利用者に通知した後に本サービスの利用があった場合は、利用者が規約変更を承認したものとみなします。

#### 第13条（免責）

1. 当社は、本サービスより得られた情報の正確性・有用性等に関しては、いかなる保証もいたしません。また、本サービス利用により生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 本サービスにおいて当社が採用する暗号技術は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その安全性、完全性等に対して当社は一切保証を行わないものとします。

3. 本サービスを利用して購入した商品及び提供を受けたサービスの品質、その他通常の商取引において生じた紛議については、利用者は本サービス参加加盟店との間で解決するものとします。

#### 第14条（準拠法）

利用者と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法とします。

#### 第15条（合意管轄裁判所）

利用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、利用者の住所地及び当社の本社、支店、営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第16条（本規約の優先）

本サービス利用に際し、本規約に定めのない事項については、当社が別に定める会員規約並びにWEBサービス利用規約を準用するものとし、責任を負わないものとします。